

【2019年第17号】

中国(広東)自由貿易試験区 広州南沙新区、珠海横琴新区 外貨管理改革試行の更なる推進

2019年12月20日

ANNA YUQI KE

アジア法人営業統括部
アドバイザー室

T +852-2821-3647

E ANNA_Y_KE@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱UFJ銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

2019年7月1日、国家外貨管理局広東省分局は、「中国(広東)自由貿易試験区広州南沙新区、珠海横琴新区外貨管理改革試行推進の実施細則公布に関する通知」(粵匯発[2019]21号)(以下、「通達」)を公布した。本稿では、通達について簡単に紹介したい。

1. 背景

2015年4月20日、国務院は「中国(広東)自由貿易試験区総体方案」(国発[2015]18号通達)¹が発表し、広東自由貿易区が正式に成立した。以来、外貨管理の改革により区内の改革と開放を更に推進するための一連の利便化措置がその他地域に先駆けて導入された(図表1)。今回の通達では特に区内企業の資本項目外貨収入の支払業務の利便化や、行政手続きの簡素化などが盛り込まれている。

図表 1:

広州南沙新区、珠海横琴新区の外貨管理改革関連規定の沿革			
日付	通達番号	タイトル	リマーク
2015年12月21日	粵匯発 [2015]167号 ²	「中国(広東)自由貿易試験区広州南沙新区、珠海横琴新区外貨管理改革試行を推進する実施細則を公布することに関する通知」	
2018年1月2日	粵匯発 [2018]1号 ³	「中国(広東)自由貿易試験区広州南沙新区、珠海横琴新区外貨管理改革試行の更なる推進の実施細則を公布することに関する通知」	(粵匯発[2015]167号の更新版)
2018年4月28日	粵匯発 [2018]23号 ⁴	「中国(広東)自由貿易試験区広州南沙新区、珠海横琴新区資本項目収入の支払利便化改革試行実施細則を公布することに関する通知」	
2019年7月1日	粵匯発 [2019]21号	「中国(広東)自由貿易試験区広州南沙新区、珠海横琴新区外貨管理改革試行の更なる推進の実施細則を公布することに関する通知」	(粵匯発[2018]1号と粵匯発[2018]23号に代わるもの)

¹ MUFG Bank (China) 実務・制度ニュースレター2015年136期 (<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315043004.pdf>)をご参照。

² MUFG Bank (China) 実務・制度ニュースレター2018年158期 (<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316011302.pdf>)をご参照。

³ 当室が発行したニュースフォーカス【2018年第3号】(<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2018voi03.pdf>)をご参照下さい。

⁴ 原文は、[こちら](#)をご参照ください。

2. 通達の主な内容

通達では、経常項目、資本項目、外貨資金集中運用管理と外貨市場業務四つの分野を中心に改革措置が明記されている。従来の規定及び全国一般地域の現行制度と比較し、主な変更点を取り上げる。

図表 2:

項目	従来 粵匯発[2018]1号と 粵匯発[2018]23号	本通達 粵匯発[2019]21号	全国一般地域の現行制度
経常項目			
電子書類審査	<ul style="list-style-type: none"> 所在地登録及び営業場所が区内にある銀行は、自主的に慎重に区内企業を選択し、貨物貿易の外貨収支に関する電子書類審査を取扱うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 貨物貿易外貨収支における電子書類審査が可能 ただし、企業は貨物貿易分類結果がA類であり、営業許可証の取得から2年以上経過していることなどの条件を満たさなければならない⁵
貨物貿易外貨管理	<ul style="list-style-type: none"> 区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA級である企業は、輸出収入審査待ち口座を開設は不要、貨物貿易外貨収入は直接に経常項目外貨口座に入金することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA級である企業は、輸出収入(返金業務とオフショア譲渡・転売業務は含まない)審査待ち口座を開設必要はなく、貨物貿易外貨収入は直接に経常項目外貨口座に入金することができる⁶
資本項目			
リースバック	<ul style="list-style-type: none"> リースバックを行う場合、賃貸人が賃借人に設備代金を支払う際、人民元または外貨建て決済可能。また元転も認められる 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> リースバックを行う場合、賃貸人が賃借人に設備代金を支払う際、人民元決済に限定される
外貨収入の支払利便化	<ul style="list-style-type: none"> 区内の条件に合致する企業は、資本項目における外貨収入の支払利便化業務を試行することができる。資本項目における外貨収入の支払を行う場合、「資本項目における外貨収入の支払利便化試行業務支払指示書」により条件に合致する銀行で直接行うことができ、その都度、事前に真実性証明書類の提出は不要 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨収入の支払に対し、銀行に事前に真実性証明書類を提出するが必要
外債枠の管理		<ul style="list-style-type: none"> 「投注差」モデルによる外債調達を既に選択した区内企業に対し、クロスボーダー 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として外債枠の管理方法一旦選択すると変更できない。

⁵ MUFG Bank (China)実務・制度ニュースレター2016年136期 (https://reports.btmuc.com/File/pdf_file/info003/info003_20161010_001.pdf)をご参照

⁶ MUFG Bank (China)実務・制度ニュースレター2016年170期 (<https://www.bk.mufig.jp/report/chi200403/316051801.pdf>)をご参照。

		融資マクロルーデンス管理モデルによる外債調達への変更を許可(但し、当該変更後の再変更は不可)	
国内直接投資 基本情報管理		<ul style="list-style-type: none"> 区内企業は広東省外貨管理局所轄のいずれかの銀行に国内直接投資基本情報登録、変更と抹消手続きを行うことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 企業設立地の外貨管理局で基本情報登記、変更と抹消手続きを行う
クロスボーダー 融資貨幣		<ul style="list-style-type: none"> 企業のクロスボーダー融資の契約通貨、引出通貨、返済通貨は必ず一致しなければならないとする要求を緩和し、区内企業の引出通貨、返済通貨と契約通貨の不一致を許可するが、引出通貨と返済通貨は必ず一致しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 企業のクロスボーダー融資の契約通貨、引出通貨、返済通貨は必ず一致しなければならない⁷
外債登記抹消 手続き		<ul style="list-style-type: none"> 区内企業の外債登記抹消手続きに関して、銀行での直接取扱いを許可し、企業の当該申請期限を撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の外債登記抹消手続きに関して、銀行での直接取扱いを許可し、企業の当該申請期限を撤廃
非投資性外商 投資企業投資		<ul style="list-style-type: none"> 区内非投資性外商投資企業が真実・コンプライアンスの前提の下、実際の投資規模に基づき、資本項目の外貨収入もしくは元転による人民元資金を国内持分投資に充当することを許可 	<ul style="list-style-type: none"> 非投資性外商投資企業が現行の外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)に違反せず、かつ国内投資プロジェクトの真実且つコンプライアンス遵守を前提に、法に従い資本金による国内持分投資の実施を許可する。(原通貨と元転も可能)
外貨資金集中管理			
申請基準	<ul style="list-style-type: none"> 区内企業が、多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理業務を展開する場合の申請基準に関して、前年度の人民元・外貨の国際収支規模を1億米ドル超から5千万米ドル超に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 参加条件の一つとして、前年度の人民元・外貨の国際収支規模は1億米ドル超⁸
外貨市場業務			
NRA 口座	<ul style="list-style-type: none"> 域外機構外貨 NRA 口座は元転可能。ただし、元転後は国内のみでの使用に限定される。国外に振替或いは FT 口座及びその他の NRA 口座等に入金してはならない 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 域外機構外貨 NRA 口座は元転不可(登録地所在の外貨管理局の許可が必要)

⁷ MUFG Bank (China) 実務・制度ニュースレター2017年192期 (<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/317021503.pdf>) をご参照。

⁸ MUFG Bank (China) 実務・制度ニュースレター2015年143期 (<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315081901.pdf>) をご参照。

以下、実施細則の添付資料である資本項目における外貨収入の支払業務の利便化実務ガイドについて具体的に説明する。

図表 3:

区内の資本項目における外貨収入の支払業務の利便化措置	
資本項目 外貨収入範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨資本金 ● 国内資産現金化口座内資金 ● 国内再投資専用口座内資金 ● 外貨外債資金 ● 国外上場による戻入資金
対象企業の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区内の非金融企業(不動産企業、政府融資プラットフォームを除く) 2. 直近1年内に外貨行政処罰記録がない(設立して1年未満の企業は、設立日から外貨行政処罰記録がない) 3. 貨物貿易外貨収支名簿内の企業である場合、その貨物貿易分類結果はA類としなければならない
限度額	支払利便化の限度額＝企業資本項目収入額×マクロブルーデンス係数 マクロブルーデンス係数は1に暫定し、外貨局は外貨収支情勢に基づき、適時にマクロブルーデンス係数に対して調整を行う つまり、現時点 企業資本項目収入全額適用

3. まとめ

今回の通達では、特に、資本項目に関する利便化適用要件の緩和及び一部管理権限の銀行への委譲が注目される。また、外貨管理改革の深化と更なる対外開放により、区内の多国籍企業、金融機構および金融サービス企業の資金調達の利便性の向上、及び、南沙や横琴が大湾区における重要な協力プラットフォームの役割を発揮し、より一層広東省自由貿易区における金融業の発展と実体経済へ寄与することが期待できる。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。